安堵町の建築物における県産木材利用促進方針

（目的）

1　この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号。以下「法」という。）」第１２条第１項の規定に基づき、奈良県が定める「奈良県の建築物における県産材利用促進方針（平成２４年３月２９日制定）」に即して、安堵町（以下「町」という。）内の建築物における県産木材の利用促進に関する基本的事項等を定めるものである。

（用語の定義）

2　この方針において使用する「県産木材」とは、奈良県内の森林から産出された木材及びこれを製材加工した木製品をいう。

（意義）

3　建築物において県産木材を利用することは、林業及び木材産業の振興を通して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、山村その他の地域の経済の活性化、雇用の確保の実現に繋がる。このため、町は本方針に基づき、建築物への県産木材の利用を促進するものとする。

（効果の期待）

4　建築物において県産木材を利用することにより、次の各号に掲げる効果が期待される。

（１）快適な生活空間の形成

木材は、安らぎ・温もりを与え、周囲の景観に溶け込むなどの視覚的効果があるほか、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、快適な生活空間の形成が図られる。

（２）脱炭素社会の実現への貢献

木材は、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど、環境にやさしい資材であり、脱炭素社会の実現に貢献する。

（３）林業及び木材産業の振興への寄与

県産木材の安定的な需要を直接的に創出することにより、林業及び木材産業の振興に寄与する。

（基本的な考え方）

5　県産木材利用の基本的な考え方は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）公共建築物のあり方

公共建築物は、町民の共通の財産であり、多くの人に長期にわたって使われるという

性質から、公共施設としての機能及び利用者の利便性や安全性の確保、長寿命化、ライフサイクルコストの低減等を考慮する必要がある。

（２）公共建築物への木材利用の課題

公共建築物への木材利用にあたっては、構造強度、耐火性能、水分・シロアリ等に対する耐久性能の確保について十分に配慮する必要がある。このため、木材自体の不燃・難燃化や防腐処理等の耐久性向上、集成材やＣＬＴ（直交集成板)、木質耐火部材等の木材関連技術の活用及び設計上の工夫に取り組む必要がある。

（３）公共建築物における県産木材利用に向けて

町は、公共建築物の機能及び利用者の利便性や安全性の確保を前提として、県産木材利用の効果と費用とを総合的に考慮し、率先してその利用の推進に取り組むものとする。

（目標）

6　町は、5に掲げる基本的な考え方を踏まえながら、次の各号に掲げる目標に沿って、公共建築物における県産木材利用の推進を図るものとする。

（１）町が整備する建築物における木造化の推進

町が整備する公共建築物の新築、改築及び増築（以下「新築等」という。）にあたっては、県産木材を利用した木造化を推進する。

（２）内装等の木質化の推進

公共建築物の新築等及び改修にあたっては、多くの町民が利用する部分や木質化がふさわしい部分について、県産木材を利用した内装の木質化を推進する。また、景観上特に木質化がふさわしい建築物については、県産木材を利用した外装の木質化を推進する。

（３）「奈良県地域認証材」の利用の促進

町は、整備する公共建築物において、トレーサビリティ確保・品質確保のために「奈良県地域材認証センター」が認証する「奈良県地域認証材」の利用の促進に配慮するものとする。

（適切な供給の確保）

7　町は、建築物の整備の用に供する県産木材の適切な供給を確保するため、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、木材生産・流通の合理化及び技術開発を推進し、県産木材の安定供給・品質・性能の確保・向上、競争力のある価格の実現に努めるものとする。

（一般建築物への県産木材利用の促進）

8　町は、一般建築物（公共建築物以外の建築物をいう。以下同じ。）における県産木材利用の促進のため、次の各号に掲げる施策に取り組むものとする。

（１）一般建築物における県産木材利用の促進

町は、一般建築物における県産木材の積極的な利用を拡大するため、これらの整備をする者に対し、利用の促進を要請するとともに、その支援に努めるものとする。

（２）町民に対する積極的なＰＲ

町は、建築物における県産木材利用の推進の意義等について、町民の理解が深まるよう、その取組状況の積極的なＰＲに努めるものとする。特に、木材利用促進の日（毎年１０月８日）及び木材利用促進月間（毎年１０月）において、重点的に普及啓発に取り組むものとする。

（３）建築物木材利用促進協定制度の活用

①建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第１５条に定める建築物木材利用促進協定制度について建築主となる事業者等に対する積極的な周知に努めるものとする。

②建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

③建築物木材利用促進協定による県産木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定締結者に対し、活用できる支援制度や県産木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

（建築物以外への県産木材利用の推進）

９　町は、公共土木工事における工作物及び工事用資材、備品及び消耗品、木質バイオマスの活用など、建築物以外への県産木材の積極的な利用に努めるものとする。

附　則

１　この方針は、平成２６年３月１７日から運用する。

２　この方針は、令和８年１０月１５日から運用する。

３　この方針については、施策の実施状況、効果等について把握・分析を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。